

# 地域対話の基本的な検討に向けた 留意事項集について

2024年8月1日

原子力発電環境整備機構

## (参考) 留意事項集の構成や考え方

項目	内容
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>対話の場の設置の際に、検討段階から留意すべき事項を整理。</u></li><li>• 寿都町、神恵内村のインタビューから見えてきた課題ベースでのまとめ。</li></ul>
想定される読み手	<ul style="list-style-type: none"><li>• 新たに文献調査を実施する地域での場の設置を検討する<u>自治体担当者等。</u> (留意事項集を価値共有し、設置準備までNUMOが伴走)</li></ul>
得られた知見	<ul style="list-style-type: none"><li>• インタビューで頂いた声を基に<u>〈得られた知見〉</u>として、主要な9項目（資料8 3.2参照）を整理。</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 設置に向けた〈3つのステップ〉場のデザイン→準備→運営・支援に向けた検討段階ごとの各項目に対し、ガイドとなる〈検討の進め方〉を記載。</li><li>• それらの<u>各項目ごとに、3～5点の〈留意事項〉</u>を整理。</li></ul>
とりまとめ (報告書)	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>留意事項を集約した「留意事項集」</u>+ 別冊「<u>資料編</u>」</li></ul>

## 第4回小委員会での主なご意見と対応

- 基本的な章構成、3つのひな形の提示等は原案通り。追加で改善等のご意見を踏まえた本文修正・追記、見直し等の対応を実施。

### 【対応】

	ご意見の概要	対応
①	<b>【場の設置や支援する主体について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主語がNUMOでありつつ、中立を保とうと全体の表現に揺らぎがある。場の設置や支援はNUMOありきではないはず</li> </ul>	⇒【p5～7】本文の記載内容を再度確認・見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NUMOが主語でよい&lt;章&gt;と、NUMO以外も主体となりうる&lt;章&gt;を区別</li> </ul>
②	<b>【基本となるひな形について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ひな形によっては、例示が不適切なものがある</li> <li>➤ 全てのひな形でアウトプットを出すことは可能であり、別立てて記載すべき</li> </ul>	⇒【p8・9】本文修正・追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記2点の指摘を反映</li> </ul>
③	<b>【留意事項集のとりまとめ方法について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ とりまとめ案は、この先も改訂すべき留意事項として位置づけるべき</li> <li>➤ 知見を一般化して記述すべき</li> <li>➤ 開かれた場にするために、何が必要かをまとめるべき</li> <li>➤ 踏み込みんだ内容にし、ガイドラインの作成やチェックする機関、違反時の対処も検討すべき</li> <li>➤ 基本方針と5つのポイントに従って運営できていたか、第三者や専門家の意見も聞くべき</li> </ul>	⇒【p10】本文修正・追記/今後の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加で頂いた取りまとめに関するご意見は、今後の継続的な検討課題として位置づける</li> </ul>
④	<b>【場の設置を検討する地域の主体への伝え方について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 読み手が誰かが分かりにくく、誰に向けて何を伝えたいかがはっきりとしない</li> </ul>	⇒【p11】今後の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留意事項集や特に重要なポイントの地域へのお伝えは、NUMOが丁寧な説明・支援を実施</li> </ul>

# ①場の設置や支援する主体について

- 国の基本方針や振り返り等の内容より、NUMOが主語でよい<1章.3章.6章.7章>と、NUMO以外も主体となりうる<2章.4章.5章>を区別し書きぶりの再度確認・見直しを実施。

## <ご意見>

- 主語がNUMOでありつつ、中立を保とうと全体の表現に揺らぎがある。場の設置や支援はNUMOありきではないはず

## <章立て>

### 1.はじめに

※青枠：NUMO以外も支援の主体となりうる範囲

## 2.対話の場とは

### 2.1.設置根拠

### 2.2. 設置の目的や対話の必要性

- (1) 対話の場の目的
- (2) 対話の必要性
- (3) 誰と誰の対話なのか

### 3.寿都町、神恵内村の振り返りから

#### 3.1.「対話の場」の実績

#### 3.2. 得られた知見

## 4.対話の場の設置に向けて

### 4.1. 検討の3つのステップ

### 4.2. 対話の場のデザイン

- (1) 場の目的と形式
- (2) 参加者の人数・構成・選び方
- (3) 場の設置者と事務局

### 4.3 基本となるひな形

ひな形 A：組織・団体の代表と住民公募で構成する  
ハイブリッド型

ひな形 B：一般住民により構成される無作為抽出型

ひな形 C：誰でも参加できる自由参加型

## 5.対話の場の準備と運営

- (1) 議題の決定と情報提供
- (2) 場の会則・対話のルール
- (3) 場の情報公開
- (4) 会場設計・進行役・話しやすい環境づくり
- (5) 開催頻度・期間

## 6.地域の皆さまとのつながり

- (1) 意見交換の結果のお伝え
- (2) 視察・見学、イベント交流の場
- (3) 勉強会・公開シンポジウムの開催

## 7.おわりに

## ①場の設置や支援する主体について（留意事項集の修正）

- 国の基本方針における対話の場の位置づけを基に、対話の場の設置根拠を示した〈2章〉に場の設置を検討する主体を明確化するための補足文言を追記。

### 〈修正箇所：2章の例（一部抜粋）〉

- 2.2設置根拠 基本方針における対話の場の位置づけの部分に、下線部の内容を追記し、場づくりの主体がその後の「関係住民及び関係地方公共団体」であり、NUMO及び国はこれを支援する立場であることが分かるよう補足。

基本方針では、

- ✓関係住民への継続的かつ適切な情報提供
- ✓関係住民の意見の最終処分事業への反映

を通じて「地域の主体的な合意形成が図られること」が重要としています。

これらに対して

- ✓多様な関係住民が参画する場
- ✓最終処分事業について情報を継続的に共有し、対話を行う場

の設置を促しています。

**地域で対話の場の設置を検討する主体と考えられる関係住民及び関係地方公共団体に対し、**

NUMO及び国は、

- ✓有用性や活動内容の可能性を示す
- ✓専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保

等を通じて、その活動を継続的に支援することとしています。

## ①場の設置や支援する主体について（留意事項集の修正）

- 国の基本方針における国・NUMOの役割を基に〈4章〉の記述について、主語に揺らぎがないか確認。また、事務局はNUMOに限るものではない旨を明記。

### <修正箇所：4章の例（一部抜粋）>

#### （3）場の主催者と事務局

##### <検討の進め方>

場の主催者（設置主体）は、国の基本方針では文献調査を実施する地区の「関係住民及び関係地方公共団体」が想定されています。情報提供や意見交換の場を設けたいとする主催者に対しては、その意向に応じて

#### ①国・NUMOが必要な支援を行います。

北海道2自治体の事例では、自治体単独または自治体とNUMOが共同で設置者となりましたが、主催者は自治体に限らず、地域の経済・商工団体や実行委員会形式等、様々な形式が考えられます。いずれの形であっても、主催者の意向に応じて②国・NUMOが必要な支援を行います。

対話の場の円滑な実施に向けては、主催者が事務局を設置することが望ましいと考えます。その際、③事務局は対話の場の準備、参加者の募集、場の運営等の支援を継続的に実施します。なお、事務局はNUMOに限るものではなく、主催者が第三者的な立場の機関を事務局とすることも可能です。

### <主語の位置づけ>

#### 【明確な役割】

- 
- ①国・NUMOを主体とした記述
  - ②国・NUMOを主体とした記述
  - ③事務局を主体とした記述

## ①場の設置や支援する主体について（留意事項集の修正）

- 国の基本方針におけるNUMOの役割を基に〈5章〉の記述について、主語に揺らぎがないか確認。

### <修正箇所：5章の例（一部抜粋）>

#### （1）議題の決定と情報提供

##### <検討の進め方>

対話の場の議題は、参加者の意向を尊重し決定します。何を知りたいか、何を話し合ってみたいかは、事務局が①アンケートやグループ形式の意見交換、地域の声を聴くことでリストを作成し、その後、リストに従って情報提供のための資料や講師・説明役を準備することも考えられます。

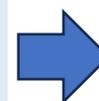
情報提供の内容は、地層処分事業を中心に、関連する放射線の知識、諸外国の事例、関連施設の所在地の地域振興等多岐にわたります。これらは、北海道2自治体の経験により、ある程度リスト化されており、それらをおおまかな年間プログラムとして参照していくことも可能です。また、毎回ひとつの議題にこだわらず、少人数のグループワーク形式でテーブルごとに議題を設ける等の工夫を行い、当日に参加者が意見交換を望む議題を主体的に選ぶことができる方法等、柔軟に対応することも考えられます。

②文献調査の進捗は、調査を担当するNUMOが説明役となり、調査の進捗状況や審議会での議論の結果について、段階的に分かりやすくご説明します。

### <主語の位置づけ>

#### 【明確な役割】

- ①事務局を主体とする記述
- ②NUMOを主体とした記述



## ②基本となるひな形について（留意事項集の修正）

- 第4回小委員会でのご意見を踏まえ、基本となる3つのひな形の記述やアウトプット（目標・ゴール）に関する内容について追記・修正を実施。

### <ご意見>

- 北海道2自治体で行われたものとは、異なる形態の場のあり方の提示したことを肯定的に評価している
- ひな形によっては、人口規模や取り入れ段階によって不適な場合もあり、例示が不適切なものもある
- 全て他のひな形でアウトプットを出すことは可能であり、別立てて記載すべき

### <修正箇所>

#### ① ひな形の部分修正

- 本文修正・追記
- 4.3基本となるひな形において、下記を修正
  - ✓ひな形B「一般住民により構成される無作為抽出型」は、地域の特性等により適用が難しい点

#### ② 3つのひな形に共通するアウトプットの記載

- 本文修正・追記
- 4.3基本となるひな形において、下記を修正
  - ✓「ひな形B」のひな形名の変更
  - ✓ひな形一覧表の下に、場づくりにおけるアウトプットについて追記

### <修正箇所>

#### ① ひな形B「住民参加提言を目指す無作為抽出型」の冒頭部分に、下線部の内容を追記

##### <場の目的と形式>

- 人口規模が比較的大きな自治体等の場合、無作為抽出により協力が得られた住民の方々が参加する場の検討が可能です。ただし、人口規模に応じて、必ずしも適さない場合がある等、設置をする際は検討が必要です。

#### ② 4.3基本となるひな形において、下記の内容を追加

##### ※アウトプットについて

- 例示した全てのひな形においては、参加者による意見交換の結果をとりまとめた「対話の場の報告書」をアウトプットとして場の目標（ゴール）とすることも有効です。アウトプットは、処分場受入の是非を問うものではなく、安全性の確保や様々なリスクについて、どこまで合意できて、どこから意見が分かれるか等、対話の場での多様な声や意見分布をまとめて、場に参加していない住民の方々にも参照が可能な資料としてとりまとめを目指す等が考えられます。

#### ③ ひな形名の変更

修正前：ひな形B「住民参加提言を目指す無作為抽出型」



修正後：ひな形B「一般住民により構成される無作為抽出型」

### ③留意事項集のとりまとめ方法について

- 追加で頂いた取りまとめに関するご意見は、今後の継続的な検討課題として位置づけ、留意事項集は今後も、新たな知見が増えた際に更新していく。

#### <ご意見>

- とりまとめ案は、この先も改訂すべき留意事項として位置づけるべき
- 知見を一般化して記述すべき
- 開かれた場にするために、何が必要かをまとめるべき
- 踏み込みんだ内容にし、ガイドラインの作成やチェックする機関、違反時の対処も検討すべき
- 基本方針と5つのポイントに従って運営できていたか、第三者や専門家の意見も聞くべき

#### <留意事項集の考え方>

##### ● 育てていく留意事項集として位置づけ（「おわりに」にも明記）

次の地点や新たな知見・留意事項が増えた際に、留意事項集を充実させることを念頭に、“育てていく”留意事項集として、今回頂いたご意見も含めながら、今後の地域での対話活動に生かす。

今後、地域での対話活動や新たな文献調査地域で得られた経験や教訓、気づき等について、フォローアップを実施し、新たな知見として整理していく。

## ④場の設置を検討する地域の主体への伝え方について（今後の取組方針）

- 地域の主体への伝え方は、基本方針に沿ってその有用性を示し、特に重要なポイントを示す。

### <ご意見>

- 読み手が誰かが分かりにくく、誰に向けて何を伝えたいかがはっきりとしない

### <考え方>

場づくりの支援者であるNUMOから場の設置を検討する地域の主体に対し、場の設置の有用性や活動の可能性、設置にあたっての特に重要なポイントをお伝えしていく。

### ●国の基本方針

- 対話の場が円滑に設置されるよう、関係住民及び関係地方公共団体に対し、下記内容を示すこと

#### 読み手：場の設置を検討する地域の主体（例：自治体）

##### 有用性を示すこと

- 「対話の場」とは何か
- 検討段階での留意事項、ひな形

##### 活動内容の可能性を具体的に示すこと

- 北海道2町村での「対話の場」事例
- 地域の多様な声

### ●特に重要な3つポイントのお伝え（要旨「4.留意事項のなかで最も重要な留意事項」として、下記の内容を記載）

- 地域の特性や意向を尊重した場づくりにおいても、どの形式や方法であっても、特に、場づくりの際に重要な3つのポイントを場の設置を検討する地域の方々にお伝え

1. 地域にとって開かれた場になっているか（納得感が得られるような場やプロセスであるか）
2. 多様性の観点を考慮に入れているか（参加者が偏りのある構成となっていないか）
3. 提供する情報のバランスは工夫されているか（NUMOだけの一面的な情報提供となっていないか）